

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

平成30年3月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1	平成30年3月8日	こまちタクシー企業組合 (法人番号2410005001306) 代表者 佐藤房由	秋田県 秋田市 檜山 古川新町 29-3	本社営業所	秋田県 秋田市 桜四丁目 112-4	輸送施設の使用停止 (80日車) 及び 文書警告	道路運送法 第15条 第4項、 道路運送法 第27条 第3項、 道路運送法 第29条の3	平成29年3月9日、 監査方針を端緒として監査を実施した結果、 10件の違反が認められた。 (1)事業計画の変更事後届出違反(営業所の位置) (道路運送法第15条第4項)、 (2)休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第2項)、 (3)点呼の記録事項義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、 (4)乗務等の記録事項義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項、第4項)、 (5)乗務員台帳の作成義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、 (6)乗務員台帳の記載事項義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、 (7)運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、 (8)運転者に対する指導監督の記録(不実記載)違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、 (9)日常点検整備の実施違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第45条及び 道路運送車両法第47条の2)、 (10)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反 (道路運送法第29条の3)
2	平成30年3月20日	株式会社いわきリムジン (法人番号1380001020719) 代表者 門馬成美	福島県 いわき市 小名浜 字上町 82	本社営業所	福島県 いわき市 小名浜 字上町 79	輸送施設の使用停止 (30日車) 及び 文書警告	道路運送法 第16条 第1項、 道路運送法 第27条 第3項	平成29年7月26日及び8月28日、 監査方針を端緒として監査を実施した結果、 4件の違反が認められた。 (1)事業計画に定める業務の確保違反 (道路運送法第16条第1項)、 (2)点呼の実施義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)、 (3)点呼の記録義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、 (4)点呼の記録事項義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
3	平成30年3月20日	株式会社平タクシー (法人番号5380001013297) 代表者 吉田憲一	福島県 いわき市 内郷 御台境町 新町前 17番地7号	本社営業所	福島県 いわき市 平字 二丁目 4番地	輸送施設の使用停止 (20日車) 及び 文書警告	道路運送法 第27条 第3項	平成29年7月27日、 監査方針を端緒として監査を実施した結果、 3件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項)、 (2)点呼の記録義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、 (3)運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

平成30年3月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
4	平成30年3月23日	株式会社ユニオン交通 (法人番号5370601000919) 代表者 廣田義郎	宮城県 塩竈市 尾島町 21番地1号	本社営業所	宮城県 塩竈市 尾島町 39番地8号	輸送施設の使用停止 (40日車) 及び 文書警告	道路運送法 第27条 第3項	平成29年7月6日、 監査方針を端緒として監査を実施した結果、 5件の違反が認められた。 (1)乗務時間等の基準の遵守違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、 (2)疾病・疲労等のおそれのある乗務 (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、 (3)点呼の実施義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)、 (4)高齢運転者に対する指導違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、 (5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
5	平成30年3月26日	永楽交通株式会社 (法人番号2370001001537) 代表者 笹川和男	宮城県 仙台市 太白区 東郡山 一丁目 1番地11号	本社営業所	宮城県仙台市 太白区東郡山 一丁目210番 2	文書警告	道路運送法 第27条 第3項	平成30年3月26日、 公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、 1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
6	平成30年3月26日	稲荷タクシー有限会社 (法人番号8370002002339) 代表者 桃野博光	宮城県 仙台市 太白区 中田 六丁目 7番地35号	本社営業所	宮城県 仙台市 太白区 中田 六丁目 630番地 2号	文書警告	道路運送法 第27条 第3項	平成30年3月26日、 公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、 1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
7	平成30年3月27日	有限会社山下タクシー (法人番号5370802001419) 代表者 萩野直弘	宮城県 亶理郡 亶理町 字中町東 63番地1号	本社営業所	宮城県 亶理郡 亶理町 字中町東 63番地1号	輸送施設の使用停止 (20日車)	道路運送法 第27条 第3項	平成29年9月12日、 監査方針を端緒として監査を実施した結果、 2件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、 (2)高齢運転者に対する指導違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

平成30年3月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
8	平成30年3月30日	マルイチ新福島自動車株式会社 (法人番号8380001001646) 代表者 根本一男	福島県 福島市 吉倉 字万田 8番地1号	飯坂営業所	福島県 福島市 飯坂町 字遠原 57-4	文書警告	道路運送法 第27条 第3項	平成30年1月23日及び2月2日、 監査方針を端緒として監査を実施した結果、 5件の違反が認められた。 (1) 疾病・疲労等のおそれのある乗務 (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、 (2) 点呼の実施義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)、 (3) 乗務等の記録事項義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、 (4) 乗務員台帳の作成義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、 (5) 定期点検整備の記録義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第45条 及び道路運送車両法第49条)